

一般社団法人 山梨県臨床検査技師会

専門研究班運営規程

平成 24 年 3 月 18 日制定

平成 28 年 4 月 20 日改定

令和 6 年 6 月 23 日改定

(総 則)

第 1 条 この規程は、組織運営規程第 23 条 2 項による学術部専門研究班の運営について定める。

(目 的)

第 2 条 専門研究班は、検査学術・技術の研究、研修を推進し、会員の資質の向上を計ることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 前項の目的達成の為、次の事業を行う。

1. 学術研究及び調査に関すること。
2. 検査方法及び調査に関すること。
3. 研修、講習会に関すること。
4. その他目的達成のための事業に関すること。

(事業報告)

第 4 条 研究班長会議は、年 2 回（前期及び後期）開催し、各研究班の事業についての集約を行う。

第 5 条 各研究班は、研究班事業の運営について協議し、年度当初事業計画について会長に報告する。

(組 織)

第 6 条 前条の事業を行う為、次の研究班を置く。

1. 臨床化学研究班
2. 血液検査研究班
3. 免疫血清検査研究班
4. 一般検査研究班
5. 微生物検査研究班
6. 生理検査研究班
7. 病理・細胞診検査研究班
8. 輸血検査研究班
9. 超音波検査研究班
10. 情報システム研究班
11. 公衆衛生研究班
12. 遺伝子研究班

(研究班役員)

第 7 条 各研究班には、次の役員を置く。

1. 班長 1 名、副班長若干名。
2. 研究班委員、その他必要とする委員若干名を置くことができる。
3. 班長、副班長は、班員相互で選出し会長が委嘱する。
4. 研究班委員は、班長が選出する。

(旅 費)

第 8 条 研究班における県内での研修会講師等の活動に従事した場合、費用に関する規定の別表旅費支給基準に基づき、研究班費の中からこれを支給することができる。

(役員任期)

第 9 条 役員任期は 2 年（4 月 1 日から翌々年 3 月 31 日）とし、再任を妨げない。

(附 則)

第 10 条 この規定の改廃は、理事会の議を経なければ変更することができない。

第11条 この規程は、平成24年4月1日より施行する。